

大分県報

令和三年
第一九二号
三月二十三日

（火曜日）

目次

告示

- 生活保護法等による医療機関の指定……………一
- 生活保護法等による介護機関の指定……………一
- 道路区域の変更……………二
- 道路の供用開始……………二
- 高さ指定道路の指定……………三

雑報

- 公営住宅等の管理代行（三件）……………三

正誤

- 令和二年九月三十日付け大分県報号外（七八）に登載の大分県告示第五百五十五号（国土利用計画法施行令による基準地の単位面積当たりの価格）中の訂正……………四
- 昭和五十六年三月三十一日付け大分県報号外（一一）に登載の大分県教育委員会告示第六号（県指定史跡及び県指定天然記念物の指定）中の訂正……………四
- 令和二年九月三十日付け大分県報号外（七九）に登載の大分県病院局管理規程第八号（大分県病院局組織規程の一部を改正する規程）中の訂正……………四

○告示

大分県告示第九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和三年三月二十三日

大分県知事 広瀬 勝貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
進耳鼻いんこう科クリニックス	医療法人進耳鼻いんこう科クリニックス	中津市古魚町一六八〇番地	令三・一・一
ごとう歯科・口腔外科クリニックス	後藤 秀之	豊後大野市三重町赤嶺一六八〇番地	令三・三・一
深堀内科医院	深堀 宏治	竹田市大字菅生一一五七番地二	令三・二・一
つつみ泌尿器科医院	堤 智昭	佐伯市城下西町一番二二号	令三・三・一

大分県告示第九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）に規定する介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関として、次の介護機関を指定した。

令和三年三月二十三日

大分県知事 広瀬 勝貞

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会医療法人関愛会三重東クリニックス	豊後大野市三重町小坂四一〇九番地六一	社会医療法人関愛会	大分市大字佐賀関七五〇一八八	訪問看護、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導	令二・五・一

地域密着型特別養護老人ホーム静雲荘	別府市大字野田サッショウ原一二九三番地の一	社会福祉法人友愛会	別府市大字野田サッショウ原一二九三番地の一	地域密着型介護老人福祉施設	令二・六・一
訪問看護ステーション明日風	臼杵市大字深田六七六番地	有限会社夢のおと	臼杵市大字深田六七四番地の一	訪問看護、介護予防訪問看護	令二・七・一
小規模多機能の家水車	中津市大字伊藤田一〇六四番地一	特定非営利活動法人福祉の里なかつ応援隊	中津市大字加来四〇九番地	小規模多機能型居宅介護	令三・一・一九

大分県告示第二百号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、令和三年三月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和三年三月二十三日					
大分県知事 広瀬 貞					

道路の種類及び路線名	区 間		区域変更前後別		敷地の幅員	延 長
一般国道二一七号	臼杵市大字海添字日龍四九八番三から 臼杵市大字海添字棧八二〇番四まで		前	後	三・四・五 〽 二・一・〇 メートル	二・一・五 〽 〇 メートル
津久見市大字下青江字道箆二五三四番一五から 津久見市セメント町四六九番五地先まで			前	後	四・六・八 〽 二・一・〇	八・八・七 〽 二

大分県告示第二百一号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、令和三年三月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和三年三月二十三日											
県道白杵停車場線					県道大泊浜徳浦線						
後		前		後		前		後		前	
二・八・二 〽 一・八・九		二・六・七 〽 一・六・九		一・六・八 〽 一・六・一		一・六・八 〽 一・六・〇		二・三・〇 〽 一・三・二		一・八・七 〽 一・〇・二	
四・四・七		四・四・七		二・六・六		二・六・六		六・〇・〇		六・〇・〇	

道路の種類及び路線名		大分県知事 広 瀬 勝 貞	
供用開始区間		供用開始年月日	
一般国道二二七号		白杵市大字海添字日龍四九八番三から 白杵市大字海添字棧八二〇番四まで	令三・三・二二二
津久見市港町四一四二番一〇四地内		津久見市大字下青江字道籠二五三四番一七から 津久見市セメント町四六九番五地先まで	令三・三・二二七
県道白杵停車場線		白杵市大字白杵字浜七〇六番一地内	令三・三・二二三
~~~~~			
<p><b>大分県告示第二百二号</b></p> <p>車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のように指定し、併せて、同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のように定める。</p> <p>令和三年三月二十三日</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>			
道路の種類及び路線名		区 間	指定する期日
県道大分空港線		国東市武蔵町系原字大海田三二五六番一地先から 国東市武蔵町系原字藤ヶ迫三五五〇番地先まで	令三・四・一
<p>二 通行方法</p> <p>一の道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。</p> <p>① 走行位置の指定</p> <p>トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に</p>			
<p>② 後方警戒措置</p> <p>後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上（又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。</p> <p>③ 道路情報の収集</p> <p>道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。</p>			
○ 雑 報			
<p>大分県住宅供給公社理事長諏訪義治から、別府市営住宅及び共同施設の管理の代行について、次のとおり登載依頼があった。</p> <p>令和三年三月二十三日</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定により、次のとおり市営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行うので、同条第二項の規定により公告する。</p> <p>令和三年三月二十三日</p> <p style="text-align: center;">大分県住宅供給公社理事長 諏 訪 義 治</p> <p>一 別府市に代わって公営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称 大分県住宅供給公社</p> <p>二 別府市に代わって管理を行う公営住宅等の名称 別府市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成九年別府市条例第二十七号）第二条に規定する公営住宅等</p> <p>三 別府市に代わって行う公営住宅等の管理の内容</p> <p>1 法第三章の規定に基づく公営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）</p> <p>2 公営住宅等の維持修繕に関する業務その他1に付随する業務</p> <p>四 別府市に代わって公営住宅等の管理を行う期間</p>			

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

大分県住宅供給公社理事長諏訪義治から、豊後高田市営住宅及び共同施設の管理の代行について、次のとおり登載依頼があった。

令和三年三月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定により、次のとおり市営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行うので、同条第二項の規定により公告する。

令和三年三月二十三日

大分県住宅供給公社理事長 諏 訪 義 治

一 豊後高田市に代わって公営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称  
大分県住宅供給公社

二 豊後高田市に代わって管理を行う公営住宅等の名称  
豊後高田市営住宅条例（平成十七年豊後高田市条例第二百二十九号）第二条第二号に規定する公営住宅等

三 豊後高田市に代わって行う公営住宅等の管理の内容

1 法第三章の規定に基づく公営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

2 公営住宅等の維持修繕に関する業務その他1に付随する業務

四 豊後高田市に代わって公営住宅等の管理を行う期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

大分県住宅供給公社理事長諏訪義治から、杵築市営住宅及び共同施設の管理の代行について、次のとおり登載依頼があった。

令和三年三月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定により、次のとおり市営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行うので、同条第二項の規定により公告する。

令和三年三月二十三日

大分県住宅供給公社理事長 諏 訪 義 治

- 一 杵築市に代わって公営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称  
大分県住宅供給公社
- 二 杵築市に代わって管理を行う公営住宅等の名称  
杵築市営住宅条例（平成十七年杵築市条例第七十号）第二条第一号に規定する公営住宅等
- 三 杵築市に代わって行う公営住宅等の管理の内容
  - 1 法第三章の規定に基づく公営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）
  - 2 公営住宅等の維持修繕に関する業務その他1に付随する業務
- 四 杵築市に代わって公営住宅等の管理を行う期間  
令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○正 誤

令和二年九月三十日付け大分県報号外（七八）に登載の大分県告示第五百五十五号（国土利用計画法施行令による基準地の単位面積当たりの価格）中の訂正

ページ

誤

正

一七 365番1

635番1

昭和五十六年三月三十一日付け大分県報号外（二一）に登載の大分県教育委員会告示第六号（県指定史跡及び県指定天然記念物の指定）中の訂正

ページ

行

誤

正

三

上

右から一

大分市大字庄ノ原二六〇四

大分市大字賀来字庄ノ原一八九九番

令和二年九月三十日付け大分県報号外（七九）に登載の大分県病院局管理規程第八号（大分県病院局組織規程の一部を改正する規程）中の訂正

ページ

段

行

誤

正

一

上

左から八

第四十八号

第四十九号

大分県住宅供給公社理事長 諏 訪 義 治

一

上

左から七

第四十九号

第五十号

令和三年三月二十三日

大分県報（正誤）

五